

高校の能力・適性・進路に應ずる弾力的編成

●教育課程編成をめぐる焦点——どこに問題があるか・3

佐々木 享 (名古屋大学助教)

今日、高等学校は中等教育であるといわれるが、がんらい中等教育とは、戦前のわが国においては、教育法制上、中学校の教育を意味し、また中学校の教育に限られていた。中等教育とは、高等教育機関（戦前には大学・専門学校）に進学する準備をする教育だけをさしており、「初等教育終了者のすすむ学校教育」という意味をまったく含んでいなかった。中等教育のこのような特質は洋の東西に共通したものであった。上級学校への進学準備をすることと、職業教育への関心を全く欠いていることこそが中等教育の特質である、というデュルケームの指摘は、そのまま、わが国の中等教育にもあてはまるのであった。

中等学校の教育課程の性格は、つねに右のような中等教

育の特質に条件づけられていた。つまり、中等教育の学科目編成やその内容・水準を決める要素は、基本的には、いわば上級学校での学習の準備をするという意味から定められた。そこには、国民的教養の基礎を培うという意味は含まれてはいなかった。そこでは、形式陶冶と人文的教養の教育が支配的であって、職業生活はもろんのことと実際の生活への関心などは全く無視されていた。教育内容の水準は、生徒の発達段階を無視して決められたわけではなかったにせよ、主要な配慮はむしろ進学準備課程としての意義を完成するという点におかれたから、中等教育においては、ついでこれない生徒は切り捨てるといふ方途が選ばれた。

一九四三年の中等学校令によって、法制上、高等女学校や実業学校も中等学校の一種とみなされることとなり、その限りで中等教育観に部分的な修正がくわえられた。しか

しこの改革によっても、上級学校への進学準備とか職業生活への関心の欠如というような、旧制中学校の教育課程の性格は、基本的には変らなかつた。

二

右に略述した事情があつたから、新制高校の教育課程に「新しい中等教育」の理念や性格を与えることは、極めて重要な課題であつた。高校教育が、義務制となつた新制中学校をおえてから進学することのできる唯一の、男女差別のない大衆的な学校として位置づけられたことは、中等教育の民主化にとり決定的な意義をもつ措置であつた。(これが意味することの重要性については拙著『高校教育論』大月書店刊を参照。)しかし、学校制度に民主的な性格が与えられたからといって、直ちに教育課程の細目に至るまで民主化されたわけではない。ここに中等教育の教育課程問題のむづかしさのひとつがある。(後期)中等教育と位置づけられた新制高等学校は、学校制度としては単一化されたために、職業教育を行なつてきた旧実業学校の課程は、新しい中等教育の一環として組み込まれ、一つの専攻課程として位置づけられた。一九四三年の中等学校令による下地があつたにせよ、この改革は重大であつた。これによって、中等教育は生徒の将来における職業生活への関心

はもたないものだ、などと云つてゐることはできなくなつた。つまり、職業生活への準備を含んで、青年男女に市民としての基礎的な教養を与えることが高校教育の基本的な課題とされたのである。これは、とりもなおさず、古い中等教育観の根本的転換を意味した。高校教育は(後期)中等教育であるという場合、そこでいう「中等教育」は、もはや前節でのべたいわば「古い中等教育」ではあり得ないこととなつた。

この中等教育観の転換における最も困難な障害は、古い中等教育観の主要なにない手であつた旧制中学校の伝統をひきついだ普通科の教育課程編成問題であつた。新制高校の教育において「新しい中等教育」の理念を実現しようとする努力してゐた当時の文部省が、一九四七年に求めた最初の学習指導要領において普通科に大学進学の準備課程としてのコースを認めていたという事実は、この困難さを如実にしめてゐた。しかし、当時の文部省は、この弱点を急速に克服し、一九四八年に求めた高校学習指導要領では、高校教育は完成教育であつて上級学校進学の準備課程ではないという位置づけを強調するようになった。また、この政策を実際化するために、小学区制や男女共学制、総合制が急速に実施された。今日では、総合制を職業科を民主化するための一方策であるかのように考える人がいる。

しかし総合制の原則は、教育の機会均等の実現をめざしたものであったと同時に、教育課程編成面からいえば、普通科の教育課程の民主化、つまり普通科の教育課程の面から「古い中等教育」観を拭布し、新しい中等教育の理念を実現しようという企図をふくんでいたのである。

要するに、高校の教育課程編成における最も重要な問題は、普通科の教育課程編成の原理を旧制中学校のように上級学校進学準備とみるのが、小・中学校に続くいわば「下からの」完成教育とみるのかにあったのであり、少くとも一九四八年の高校学習指導要領や当時の文部省の方針は明らかに後者の観点に立っていた。これは困難な課題であった。施策としては新しい中等教育観の実現がめざされていても、その教育現場への浸透は容易ではなかったからである。実際、一九五二年に文部省が実施した普通科の教育課程実施状況調査は、少なからぬ普通科高校が大学進学向きのコース制を採用していることをしめし、当時の文部省は、この傾向は新制高校の理念を破壊する恐れさえあるという危惧の念を表明していたのである（拙著『高校教育論』一〇〇ページ参照）。

三

高校教育課程の編成原理の歴史における転換点は、一九

五五年の高校学習指導要領改訂であった。

この改訂時の教課審の当初の方針（「中間報告」）には、高校教育は「大学進学の準備教育ではなく、人間形成の完成教育である」べきだとのべられていた。戦後初期にみられた新しい中等教育観を貫こうとしていたのである。しかしこの方針は教課審のメンバー交替と同時に放棄され、最終的な答申では、高校教育は「この段階における完成教育である」ということばに置き替えられた。一見似ているのでわかりにくいのが、「この段階における完成教育」という表現は、戦前から、旧制中学校の教育目的を表わすことばとして使われたもので、下の段階の学校から積み上げた「完成教育」という意味はなく、独自の目的（この場合、上級学校への進学準備）を「完成する」という意味である。この意味は、この改訂によって作られたコース制が形式的には高校教育全般にわたるものであったにしても、実質的には普通科に大学進学コースを設けることを容認することに重点がおかれていたことから明らかであった。初期の発想では、新しい中等教育すなわち下からの完成教育をおえた者のうち希望する者が大学に進学する、と位置づけられていたのに、この改訂では、進学する者には別の教育課程を準備するという考え方つまり古い中等教育観が復活したのである。

一九六〇年の高校学習指導要領の改訂は、当時の教課審がいうように五五年改訂の趣旨をそのままひき継ぎ、コース分けの指標に従来からあった「進路・特性」のほかに「能力」をくわえ、いわゆる能力主義の色彩を強めた。その場合とくに普通科の教育課程編成の原理に古い中等教育観が脈々として生きており、それが能力主義によっていっそう助長された事実を見逃すことはできない。六〇年代の多様化政策は、職業科の多様化やコース制を強化したが、いっぽうで普通科のコース制もまた強化されたのである。

現行の高校学習指導要領は、一方で高校進学率の上昇という事実を前にして、戦前の中等学校にみられた切捨てが通用しなくなったことにかえていわば愚民政策ともいうべき科目を導入したが、他方で、数学・理科・社会・英語などの教科に、どう考えても大学進学者にしか意味のないような科目を導入し、高校教育課程の進学準備課程化をすすめた。そこには、明らかに、「古い中等教育観」が生きているのである。

今回の改訂方針は、高校教育課程の弾力化を一つの看板にしている。これは、明らかに多様化政策の破綻の公認と、また、高校教育の国民教育化という事実を前にした妥協であるが、他面で、弾力化の名のもとに、二、三学年における複雑な選択制を強要している。二、三学年の科目編成を複雑にしているのは、大学進学者向きの科目編成となっているからである。つまり、この改訂方針にいう「弾力化」の根底にあるのは、国民的教養を与えることにあるのではなく、多様な大学進学希望者にたいする準備課程という意義づけの保持なのである。

高校教育課程の歴史は、高校教育の主要な論点が普通科を完成教育とみるのか、大学進学の準備課程とみるのかのたたかひの歴史であった、と私は考えている。この点に関する限り、今回の改訂方針は、第一学年の共通化という部分的な譲歩がみられるにせよ、古い中等教育観の容認という全体の骨格は変わっていないといえるべきであろう。